

令和 7 年度第 3 回さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会議事録

- 1 開催日時 令和 8 年 3 月 25 日 13 時 15 分から 14 時 45 分
- 2 会 場 第 4 委員会室(さいたま市役所別館)
- 3 出席者 相坂 賢将 長岡 有実子 吉田 由美子 菊地 芳則
山下 誠二 小野崎 研郎 伊達 亮 小見 陽
石原 光親 関井 一夫 菅野 千賀子 米田 文彦
竹居 秀子 丹 能成 深津 健太郎
大熊 裕史 渡辺 敢
- 4 欠席者 玉崎 芳行 浅見 正史 遠藤 秀一 小竹 克幸 栗原 章浩
- 5 会議の公開 公開とする
- 6 傍聴人 0 名
- 7 開会

(竹居教育長)

皆様方、改めましてこんにちは。ただいま御紹介いただきました、さいたま市教育委員会の竹居でございます。日頃より皆様方には、学校教育、そして地域との連携に係る本市の取組に対しまして、様々な御理解、御尽力を賜り、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。また、この年度末の大変御多用の中、令和 7 年度第 3 回さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会にお越しいただきまして、ありがとうございます。

国では、昨年度以降、学校部活動から地域クラブ活動への移行に関する制度設計が段階的に進められていることは、皆様方も御案内のとおりだと思います。第 2 回の協議会では、令和 7 年 10 月時点の国のガイドラインの骨子案について皆様方に御説明し、それに沿った内容で協議を進めてまいりました。その後、令和 7 年 12 月に新たなガイドラインが示され、そこでは、子どもたちが継続的にスポーツや文化芸術に取り組める環境を地域社会全体で支えていくという理念がより明確になり、学校と地域が役割を分担しながら新たな活動基盤を作ることが求められています。

そのような中で、本市では、これまでも皆様方と協議を進めてきたところですが、この新たな方針を踏まえまして、学校が関わりながら地域へ広げていくという、さいたま市独自の「まちクラブ」という新しい枠組みの構築を目指して、今日もさらに協議を深めていきたいと考えています。

これまでの協議会におきましては、委員の皆様方から、警備体制、鍵の取扱い、さらには指導者の選考方法など、まちクラブの責任範囲も含めまして、制度面に関する貴重な御意見をいただく機会となっておりました。それらを踏まえまして、4つのワーキンググループにおいても様々な検討を重ねてきたところです。まずは、皆様方にそのような貴重な御意見をいただきましたことに、深く御礼申し上げます。このような経緯と皆様方からの御意見、それに基づく検討状況を市長の方に丁寧に説明させていただき、今後の地域展開の方向性について一定の整理ができたところでございます。この後、事務局からも説明がありますけれども、将来に向けて、現在進めている「まちクラブ」に加えまして、国の定める要件を満たすことで認定される地域クラブも含めて、本市独自の地域クラブ活動として一体的に検討を進めてまいりたいと考えています。

本日は、このようなことや、これまでの協議、ワーキングでの議論も念頭に置きながら、質疑応答を通して、より細かく理解を進め、まずは共有してまいりたいと思います。この地域クラブの体制整備は、単に部活動の担い手を地域に移すという単純な話ではないと思います。子どもたちを地域全体で育み、そして卒業後、将来にわたって、その地域で文化・スポーツ活動に継続的に携わることもできる、そういう土台を作る話であると考えています。これは教育委員会のみならず、市長部局も含めた市全体で取り組むべき重要なテーマとなっており、日本一のスポーツ都市を掲げる本市にとっても、その具現化を目指す上で大きな意味を持つ会だと思っています。だからこそ、ここにおられます教育、スポーツ、文化、地域、そのような多様な方々の視点は不可欠です。本日いただく御意見や御助言は、今後の制度設計にとって大変貴重なものになります。限られた時間ではございますが、本日の協議の内容が次のステップにつながるものと考えておりますので、忌憚のない御意見、御助言をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

本来でしたら、ここで御臨席いただきました皆様の御紹介をさせていただくところですが、進行の都合により、資料の出席者一覧及び座席表をもって代えさせていただきます。大変恐れ入りますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。それでは議事に移らせていただきます。本研究協議会設置要綱第4条により、議長を竹居委員長にお願いいたします。

（竹居委員長）

それでは次第に沿って進めていきますので、御協力をお願いいたします。本日の協議会は、さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会設置要綱第5条により公開といたします。傍聴人はいらっしゃいますか。

(事務局)

傍聴人はございません。

(議長)

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。議事、報告、令和7年度第2回さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会での御意見への回答について、並びに本市の今後の取組について、まとめて報告をお願いいたします。

8 議事

(1) 第2回協議会での御意見への回答及び本市の今後の取組について

(事務局)

スライド1についてです。こちらは本日の内容でございます。はじめに、教育長挨拶にもございましたとおり、部活動の地域展開の取組について、市長への報告を通して整理された今後の取組について御報告いたします。その後、御報告した内容について御質問や御意見をいただけますと、大変ありがたく存じます。こちらは、第2回の研究協議会でいただいた御意見と、その回答でございます。ここでは考え方についてお示しし、この後の報告の中で詳細について御説明できればと思っております。

一つ目の「まちクラブの単位は学校単位なのか、地域単位なのか」という御意見につきまして、新たな地域クラブ活動の形として、学校単位を基本としたまちクラブに加えて、民間の習い事やスポーツクラブが認定を受けて活動する認定型地域クラブ活動を想定しており、認定型地域クラブ活動については地域を限定しないことを想定しているところです。

二つ目です。「生徒たちは平日と休日の活動にどのように参加するのか」ということでございます。平日と休日の参加について、自由度があってもよいのではないかという御意見をいただいたところですが、現在のモデル校では、基本的に平日と同じ種目の地域クラブ活動に参加しております。休日の地域展開後は、生徒の希望に応じて、平日の部活動と異なる地域クラブ活動への参加もできるようにすることを想定しております。

三つ目の「まちクラブの責任の所在はどのようになっているのか」という御意見についてでございます。こちらは、法人格を持たないまちクラブが単独でトラブル対応を行うことは難しいため、トラブルや事故の際の責任の所在は、受託者である統括団体と委託者である教育委員会にあると認識しております。

四つ目の「受益者負担についてはどのように考えているのか」という御意見につきましては、受益者負担が必要であることについて保護者の理解を得ていく必要があることは十分に認識しており

ますので、令和 8 年度以降、保護者、児童生徒にアンケートを実施し、その結果を踏まえて、受益者負担を円滑に始められるよう仕組みを整えてまいりたいと考えているところです。

続いて、市長への報告を通して整理された本市の今後の取組について御説明いたします。基本となる本市の方針といたしまして、学校教育としての部活動は将来的になくなる。しかしながら、これまで部活動が担ってきた教育的意義は大きい。そこで今後は、広い意味での社会教育として地域クラブ活動を新たに立ち上げることで、生徒の活動環境を確保するというのを、市長への報告の中で確認いたしました。子どもたちや保護者の皆様、地域の方々には、義務教育段階において学校部活動はなくなっていくということ、そして、これからは地域クラブ活動がスポーツ・文化芸術活動を支えていくということを丁寧に説明し、御理解いただくことが何よりも大切であると考えております。

スライド下段は、学校部活動、地域クラブ活動、スポーツクラブや習い事、それぞれの特徴を整理した表でございます。真ん中にごございます地域クラブ活動につきましては、学校教育ではなくなることから有償になるものの、スポーツクラブや習い事と比べて安価であり、学校部活動と比べて参加の自由度や持続可能性などにおいて利点があることを示しております。この図は、部活動地域展開の全体のイメージでございます。現在の平日も休日も学校部活動というスタイルから、まずは休日の部活動地域展開を目指し、将来的には平日も含めた部活動の地域展開を実現していくというイメージを持っております。それに伴って、例えば大会の参加につきましては、休日に練習試合等が設定されるという実態も鑑みまして、休日の地域展開後は、地域クラブ活動が大会に参加するということを想定しております。大会参加に向けた課題につきましては、既にリスク・法務ワーキンググループで整理を進めており、今後、中学校体育連盟と課題の解決に向けて検討を重ねてまいりたいと考えております。また、第 2 回の協議会で御質問いただいたまちクラブの単位につきましても、リスク・法務ワーキンググループで検討を進めております。現在は立ち上げ段階ですので学校単位を基本としておりますが、生徒の多様なニーズに応えるため、学校や地域の実態に応じて地域単位のまちクラブとしていくことや、地域を限定しない認定型地域クラブ活動の導入についても検討を進めてまいりたいと考えております。生徒の平日と休日の活動イメージについてです。学校部活動では、原則として一つの部活動に三年間所属するということになっておりますけれども、地域クラブ活動では、生徒のニーズに応じて、平日と休日とも同じ、平日と休日で異なる、平日のみ参加、休日のみ参加の四つのパターンで活動できることを想定しているところです。

次に、本市の目指す休日の部活動地域展開後の地域クラブ活動の形について御説明いたします。現在のモデル校で取り組んでおります、統括団体が指導者の派遣などの管理運営を行い、まちクラブが活動場所等の管理を行うという形でございます。まずはこの形で、すべての学校において休日の地域展開を目指してまいりたいと考えております。そして、休日の地域展開後は、将来的な平日の地域展開に向けて、まちクラブが法人化して独立する形や、地域にある民間の習い事教室などを地域クラブ活動として市が認定する形を検討し、地域全体で平日も休日も含めて生徒の活動を支え

る体制の実現に向けて仕組みを整えてまいります。まちクラブの設立につきましては、地域連携ワーキンググループとリスク・法務ワーキンググループで検討を進めるとともに、各モデル校において実践研究に取り組んでまいりました。まちクラブマニュアル素案の作成につきましては、特に事務局長の担い手について時間をかけて検討している関係で、まだ御意見をいただける段階になっておりませんが、引き続きモデル校と連携を図りながら作成を進めてまいりたいと考えております。まちクラブの責任の所在につきましては、リスク・法務ワーキンググループで検討を重ねた結果、法人格を持たないまちクラブが単独でトラブル対応を行うことは難しい、トラブルや事故の際の責任の所在は、受託者である統括団体と委託者である教育委員会にあると考えているところです。ただし、今後検討を始める法人化したまちクラブや認定型の地域クラブ活動につきましては、そのクラブが責任の主体となることが可能になると考えているところです。

続いて、本市の受益者負担の考え方について御説明いたします。第2回の協議会では、財政戦略ワーキンググループのシミュレーションとして、現在の部活動を全て地域クラブ活動にした場合を想定して、受益者負担の額を試算した例を御説明いたしました。そうしますと、必要な予算に対して、受益者負担に加えて、市の一般財源から3億7,200万円強の費用負担が必要となってまいります。ただ、この負担額は現実的ではないことから、先日の市長への報告を経て、受益者負担で指導者謝金を全て賄うため、既存の部活動を全て地域クラブ活動にはしないという考え方に立ちました。児童生徒や保護者へのアンケート調査を通じて、受益者負担額や想定される参加人数を把握し、その結果に基づいて設置可能な地域クラブ活動数や受益者負担額の算出を進めてまいりたいと考えております。また、受益者負担の開始に向けて、財務戦略ワーキンググループにおいて三つのパターンをシミュレーションし、メリット、デメリット、リスクについて検討いたしました。様々な懸念があることから、市長への報告において、受益者負担については休日の地域展開実施時に一斉に全校で開始するという方向で意見がまとまりました。そのため、これまで検討していたダンスなどの特別な種目での試験的な受益者負担の検証は行わないということになっております。受益者負担開始に向けたスケジュールについては、今後、周知、調査、検討を重ねてまいります。令和8年度につきましては、児童生徒、保護者アンケートを通じて、受益者負担額や設置する地域クラブ活動の数、想定される参加生徒数などの実態把握を、モデル校だけでなく全校で実施してまいります。

今後の取組については、「周知」、「まちクラブの設立」、「地域クラブ活動の設置」の三つの視点から大まかなスケジュールをまとめております。令和8年度以降につきましても、引き続き、人材確保・育成ワーキンググループにおいて、指導者確保に向けたアンケートの実施や勤務条件の整備などの検討を進めてまいります。令和8年度の取組内容は大きく三点です。一つ目は、児童生徒、保護者等への丁寧な周知です。部活動がなくなることや、将来的に受益者負担となることについて、様々な手段を活用して周知を進めてまいります。二つ目が、まちクラブの運営手法の確立です。全てのモデル校でまちクラブの立ち上げを目指し、そのノウハウに基づいたまちクラブ

マニュアルを完成させ、全校展開に向けた準備を進めてまいります。三つ目は、地域クラブ活動設置に向けた準備です。令和 8 年度は、児童生徒、保護者にアンケートを実施し、受益者負担の許容額や子どもたちのやりたい活動など、ニーズの把握を進めてまいります。

最後に、市長レクにおける市長の指示事項について紹介いたします。一点目は、地域展開を進める中で、学校施設を地域に開放し、学校を生涯スポーツや文化活動の拠点とするという考え方がよいのではないか、そして、地域が運営し、学校が場を提供するという形は、究極のコミュニティ・スクールとなり、理想的な形なのではないかということでございます。また、学校単位ではなく、いくつかの学校を合わせて、地域クラブ活動の数を多くし過ぎないという考え方が必要なのではないかという御指摘をいただきました。

二点目は、総合型地域スポーツクラブの参入について検討してほしいというものです。そのために、スポーツ文化局とより一層連携を図っていく必要があるという御指摘をいただきました。そして、今後、生徒の持続可能な活動環境を確保するために、学校部活動はなくなり、新たに地域クラブ活動を創出するというイメージを、生徒や保護者、地域の方々に対して丁寧に周知を図っていくことが重要であると御指示をいただいたところでございます。長くなりましたが、報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（議長）

今の御報告に対しては、質疑応答という形で進めます。ボリュームがありますので、スライド番号 2 番、前回の協議会で御意見をいただいた回答について、Q1 から Q4 でまとめております。Q1 がまちクラブのこと、Q2 が生徒の活動、Q3 がまちクラブの責任の所在、Q4 が受益者負担というまとまりになっておりますので、それぞれの Q に応じた形で質疑応答をさせていただければと考えております。関係するスライドを中心に、関連するスライドも取り上げながら御質問をいただければと思います。

それではまず Q1 です。まちクラブの単位、学校単位なのか、地域単位なのか、このあたりについて御質問等ございましたらお願いいたします。

（2）質疑応答

ア まちクラブの単位、認定型地域クラブ活動、学校施設の活用について

（小野崎委員）

Q1 のところですけども、全体のつながりがよく分からないです。この地域クラブを、まちクラブというものと、もう一つ、民間のスポーツクラブが認定を受けて活動する認定型地域クラブ活動という、両方があるという言い方に今回なったのですけれども、会費のこととか、学校を使うとか、制度の中で関連する部分が出てくると思います。認定型地域クラブ活動というのも、その制度と同じようにリンクしていくということですか。

（事務局）

ありがとうございます。まず、画面の上がまちクラブを中心、学校単位のまちクラブを中心としたもの、下の②が、例えば民間の事業者さん等が個別に立ち上げたクラブを認定するという形でお示ししております。現状、本市のモデル校事業等では①の方でやっておりまして、学校の施設等の使用は、このまちクラブの形、学校単位のものであれば、通常の部活動を含めて学校施設を使っている形で進めていきたいと思っています。ただし、②の認定につきましては、令和7年12月に示されたガイドラインで、国の認定制度も改めて示されたものです。本市では現時点で取組を始めていないことから、他地域等で先進的に取り組んでいる認定型の学校施設等の活用状況等を集めながら検討しているところです。今の本市のやり方ですと、まちクラブが基本的には学校施設を優先して使っているので、そこに認定型が入ってくるとなると、いろいろな調整が必要になってくると思います。先進事例等を研究しながら、どのように学校施設等の共存を図るか検討を進めていくものでございます。

（小野崎委員）

①と②を合わせて、さいたま市の新たな地域クラブ活動とするということですね。そして、認定するということについては、さいたま市教育委員会が認定する仕組みを作るのと同時に、学校施設をどう今後活用していくのかについての制度設計も新たにしていこうということによろしいですか。

（事務局）

はい、そのようでございます。

（小野崎委員）

今、この図を見て気付いたんですけど、総合型地域スポーツクラブも②に入っています。考え方としてはどうですか。

（事務局）

図の中には、②の認定型の一つの主体として、総合型地域スポーツクラブの名前を挙げさせていただいております。ただ、我々の考えの一つとしては、例えば、総合型地域スポーツクラブが、ある中学校のまちクラブの主体となるということも、一つの可能性としてあるのではないかと考えています。ですので、総合型地域スポーツクラブだから、①、②の整理で②のみというつもりで進めているものではございません。

（小野崎委員）

いずれにせよ、認定型の地域クラブについてはまだ制度設計が固まっていないので、皆様方の意見もいただきながら固めるという感じでよろしいですか。

（事務局）

そのようでございます。近隣市や他の指定都市を調査した中で申しますと、認定型で②の形を大きく進めているのは、指定都市で言いますと神戸市のように「コベカツ」という形で、基本的に②のみで進めている状況でございます。ただ、本市のように両方でやるという先進事例がまだ正直多くないことから、他自治体の状況等も情報共有しながら進めていきたいと考えております。

（小野崎委員）

もう一点だけ、この中で少年団というのはどういう位置付けで捉えられていますか。

（事務局）

少年団については、今、明確にどちらかという検討の中で整理できているものではございません。どちらかという②の方で、例えば少年団の方が少し幅を広げて、小中を両方見るというような形を地域で作っていく場合は、②に近い形になるのかなというイメージはしております。

（議長）

まず、さいたま市に、この認定クラブに当たるものがどういうものとしてあるのかという調査も必要ですね。制度設計に必要な情報を集めていただければと思います。

（長岡委員）

この四つのどこに入るかは明確ではないんですけども、平日とか休日とかの活動自体はイメージできるんですけども、運動部ですとやはり大会があると思います。大会の運営について、どのようなイメージで大会が運営されているか、もし分かりましたら教えてください。

（事務局）

大会の参加等については、スライド4番になります。大会の運営については、左下のリスク・法務の方でまとめさせていただいております。現状、さいたま市では、特に学校総合体育大会、新人体育大会については、中学校体育連盟と本市の教育委員会等で主催しておりますので、現在の大会の主催、運営は、しばらくは中体連と教育委員会等でやっていく形が続くと思っています。ただ、この展開の中で休日の地域クラブ活動になった際には、例えば地域クラブ単位での出場の可否ですとか、今後その運営をそのまま中体連が続けていくのか、それとも別の関係団体と行うのかと

いう検討が必要です。他市を聞きますと、コベカツのように、コベカツで運営する大会に変わるとい整理をしているところもあります。本市においても、まずは中学校体育連盟と大会の在り方や運営の仕方について情報共有をしながら、将来的にどうしていくか検討を進めていきたいと考えております。特にさいたま市は、市の大会だけで休日と平日にまたがる特殊性、期間の長さがありますので、その整備については少し時間を要するものと考えております。

（議長）

これについては、中体連と早め早めに情報共有をして、その進捗も合わせてこの会議に報告していただくといいのかもしれない。

イ 生徒の平日・休日の参加形態について

（議長）

それでは次に進めさせていただきます。Q2 です。生徒たちは平日と休日の活動にどのように参加をするのか、平日、休日の参加について自由度があってもよいのではないか。スライドのあたりを中心をお願いいたします。

（小野崎委員）

基本的なスタンスとして、「あってもよい」とかというふうに、それを行政が決めることでしょうかというのがよく分からないんです。主体がどこなのかということだと思いますけれども、地域やまちクラブを運営するところが、どういうクラブの在り方にしたいかということだと思います。平日も休日も両方やる、休日だけやる、週に2日でいい、週に1日でいいということも出てくると思います。種目というか、芸術活動も含めて、そのときにこれをわざわざ決めなければいけないことなのかが、ちょっとよく分からなかったです。

（事務局）

この件については、前回の第2回に委員の方々から、今の中学校の部活動は、土日も一体的に一つの部活に所属して活動し、大会に出るというものが実際であるという御意見がありました。今後については、休日は部活動ではなくなるということから、例えば、平日と休日の両方がサッカーでなければ大会に出られないという整理ではなく、このような四つのパターンの参加形態も認めていくような考え方で進めたいというものです。必ずしも、これを何か強制するものとか、行政が絶対的なルールとして決めるというわけではなく、参加のパターンとして、四つのようなことを許容していく活動になっていくということを伝える図です。これをマストにするのか、こういう考え方をクラブの絶対的な理念にするのかというのは、問題が違ふと思いますので、あくまで考え方の例として御理解いただければと思います。

（議長）

例えば、将来的にバスケットボールを選んだお子さんが、月曜日しかやらない、火曜日しかやらないということもあるかもしれません。ただ、こういうパターンもあるというイメージ図として、今後、保護者や皆さん方と共有するためのものということなので、固定的なものに見えないよう、分かりやすく書いておいていただく必要があるということですね。

ウ まちクラブの責任の所在について

（小野崎委員）

責任の件ですけれども、例えば少年団も、別に上部団体が責任を取るという話ではないと思うんですね。この仕組みでいうと、将来的にまちクラブが法人格まで行くかどうかは分からないけれども、責任の所在を自分たちが主体的に持つという方向性があればいいと思うんです。そうでないと、まちクラブを作る意味が非常に矮小化されて、中学校の部活の単なる受け皿団体、代替団体になるだけになってしまうのではないかと思います。スポーツとか文化活動はそうではないと思うので、私はそうであってほしいと思います。トラブルがあったら、いやいや統括団体と受託者、委託者の教育委員会ですよ、という関係をいつまでもやっていると、単なる下請け団体、頼まれたからやっているという雰囲気から逃れられず、発展性もないのではないかと、地域にいる人間としては気になります。委託で受けている、委託で言われたからやりました、頼まれたからやりましたという関係性がずっと続くのは残念です。何かあった時にどうするかということはたくさんありますが、むしろそこをカバーできる体制や仕組みを作る方がよくて、上の責任だと言ってしまうと、地域側が判断しなくなるのではないかと思います。意見です。

（事務局）

今、私たちとしては、この受け皿自体が世の中にないものなので、統括団体と業務委託契約をし、まちクラブの立ち上げということで、まずは形づくりを目指しています。将来的には法人化したまちクラブも考えているところですが、現時点でそこを見据えてスタートするというところが、まだ何をすればよいのか、地域の方が急に団体を作れるのかということが明確ではありません。まずは民間の力を借りて、統括団体の方にまちクラブを運営していただく、母体づくりから始めているという形です。将来的に、このまちクラブの責任をどうするのかは、今後検討していければと思っています。

（議長）

法人格というもののメリットとか、教育委員会がその法人化にどのくらい支援をしていくのかといった見通しを持って、今、小野崎さんがおっしゃった地域で育てるという視点も見据えたものを、ある程度のところで発信したらよいのではないかということだと思います。

（山下委員）

この責任の所在というのが、何の責任の所在なのかというところが大きく左右してくると思います。例えば子どもの命に関わる問題があった時、また、少年団のトラブルは大人同士のトラブルが多いです。こっちはこう言った、こっちはこう言ったという問題がスポーツ協会に上がってきて、逆に裁判まで発展していく、大人同士の争いに発展していくという形が実際には多いですね。私が言っている責任の所在というのは、子どもに何かあった時に、その責任の所在をどうするかというところが一番大きいです。学校内と部活動で活動する場合については日本スポーツ振興センターの適用になりますが、土日の地域クラブ活動の場合についてはスポーツ安全保険です。補償の内容は、同じような保険を作りましたと言われても、全く違うものです。確かに、まちクラブが何か大きな事故を負うことになったら、当然吹っ飛んでしまうということも実際にはあると思います。ここでは委託者は教育委員会と書いてありますが、統括団体と教育委員会でやっても、何か起こった時には非常に大変なのかなという感じがしています。責任の所在を明確にするのであれば、教育委員会ではなく、さいたま市が、さいたま市独自でこういう形でやっていきますという形になれば、発信力も出るのではないかと思います。スポーツ安全保険だけでなく、さいたま市から保険会社にお問い合わせをして、そういう保険を作ってもらうことも方法としてあるのかなと思います。地域展開したときに責任の所在は非常に難しいので、しっかり整理していく必要があると思います。

（事務局）

今のモデル事業については、けが等の対応については、統括団体を窓口にしてスポーツ安全保険で対応しているのが今年度の取組状況です。責任の所在については、御指摘のとおり、けがの責任、人間関係のトラブルの責任、保護者対応の責任など多様な責任がございます。基本的には指導者で収まったり、統括団体での報告の中で収まればよいのですが、大きなトラブルになった時の最終的な責任主体は、現時点では委託者であるさいたま市教育委員会、さいたま市にあるのかなというところで、今後整理をしっかりとしようということでお示ししております。特に、我々が考えるのは、学校部活動に近い、活動主体は中学生であるということです。中学生のトラブルになった時の責任の所在や対応については、丁寧に制度設計をする必要があると考えています。来年以降もリスク・法務対策ワーキングで、フローチャートの作成や責任の所在の明確化などを進めていきたいと考えております。

（議長）

整備という話がありましたが、山下さんがおっしゃったように、保険の在り方をその整備の中に入れる必要があると思います。また、責任のパターンですね。何に対しての責任なのか、命の問題もあれば、いじめの問題もあり、指導者の問題もある。そこをきちんと整理していただければと思います。

エ 受益者負担及びアンケート調査について

（議長）

次に Q4 です。受益者負担についてはどのように考えていますか。アンケート調査をした上で、また新たな課題を皆様方にも共有していくことが一つだと思いますが、今の時点でアンケート調査について何かありますか。

（山下委員）

例えば、受益者負担というのは一つの金額で考えていくのかということです。保護者にアンケートを取った場合に、自分の子が例えば家庭科部だったとします。スポーツのように先生方も一生懸命やってくれる活動もありますが、家庭科部のように自分たちで考えながらやる活動で、顧問の先生がその場にいるだけという場合、保護者の考え方によって金額はまちまちに出てくる可能性があります。1,000 円でいいところを、3,000 円均一で取られる形になると、波紋が大きいのかなという感じがします。いかがでしょうか。

（事務局）

アンケート調査の注意事項としては、前提となる理解が違ってしまって、それが金額の回答に影響しないよう工夫して取る必要があると認識しております。今、家庭科部、文化部の例が出ましたが、令和 8 年度に取り急ぎやろうとしているのは休日の部活動についてです。基本的には、休日に活動する運動部や吹奏楽部のように、一定程度指導者がそこにいて、2、3 時間程度活動するところをベースにした活動に対して、どれくらいの受益者負担であれば御理解いただけるかという形で取ろうとしています。ただし、将来的に部活動を完全になくして、平日も含めてとなってくると、今度は文化部のような活動をどうしていくのかという議論になります。これはもう少し先の議論になると思いますが、受益者負担のことも念頭に入れながら、アンケートの方法や取る時期について考えて取り組んでいきたいと思っています。令和 8 年度は、休日に 2、3 時間程度、一定程度の定期的な活動をする活動についてという条件で取ろうと考えております。

（山下委員）

全校というのは、中学校の全校の保護者を取る、要するに 3 万人の保護者を取るという形ですか。

（事務局）

令和 8 年度以降については、受益者負担に必要な額の試算等も考えておりますので、今まではモデル校が中心であったものを、全市的に広げていきたいと考えております。

（米田委員）

令和 7 年の統括団体をさせていただきました、ファウンテンの米田と申します。受益者負担のところですが、保護者の納得感というところは結構重要なキーワードになってくると思います。他市の例で、我々は千葉市もやらせていただいているので、その例で恐縮ですが、令和 7 年度は内容充実の取組ということで、部活動ではなく、我々統括団体のようなところが、クラブ活動、地域クラブ活動ならではの取組をしております。例えば野球教室で地域の社会人チームに来ていただいたり、100 メートル女子のアスリートの福島さんをお呼びして陸上部全体の活動をしたりしました。そうするとアンケートの結果、千葉市は来年から 1,000 円を取るのですが、お金を払ってでも早く入りたいという声がありました。一斉に始めるという考え方ももちろんありますが、価値がある、お金を払う価値があるからこそ、少しずつでも払っていけるということです。専門的な指導者が入って教えてくれるという基礎的な価値に加えて、部活動ではできないようなことを行うことに価値を感じる保護者もたくさんいらっしゃいます。それならば 1,000 円、2,000 円、3,000 円払っても問題ないということもありましたので、そういったやり方も一つあるのではないかと提案させていただきます。

（議長）

それはワンショットですか。それともシリーズものですか。

（米田委員）

ワンショットでやるものもありますし、シリーズものもあります。子どもたちの自立を育むという計画もあり、経過を見ながら行っているものもあります。そこも好評いただいております、価値があるという意見もアンケートでいただいておりますので、参考になると思います。

（議長）

今の件について、何か御質問はありますか。

(山下委員)

TT 彩たまが卓球、子どもたち対象に卓球教室とか、そういうことはやっているのですか。

(小見委員)

もちろんやっています。子どもたち向けの卓球教室、講習会のような形では、卓球部の子たちを集めたりします。ただ、我々のパートナー企業、スポンサー企業と一緒にやることが多いので、お金をいただかないことの方が圧倒的に多いです。有料のケースでも、500 円とか 1,000 円くらいです。ほとんどは無料で来てくださいという形でやっています。

(議長)

他の自治体の事例として、ぜひ調査を続けてください。それでは、四つのセッションについては一通り終わりました。これからは、これ以外の部分について何かございましたら御意見をいただき、さらに今日は今年度最後の会になりますので、できれば一人ずつ一言ずつ、お話をいただければと思います。皆様方はいろいろな団体の代表として来られていますので、ぜひその視点も含めてお話をお願いいたします。

(3) 全体を通した意見交換

(吉田委員)

PTA という言葉が出てきましたので、スライド 7 番のところ です。事務局長になることができるのが誰なのかというところを考えていましたが、なかなか難しい問題だと思いました。事務局長の役割自体がどこまでを担うものなのか、先ほどから議論に上がっています責任というものが事務局長にかかってくるのかどうか、そのときに保護者の協力が得やすいから PTA 関係者が事務局長になっていたらどうなるのかなど、いろいろ考えておりました。保護者ボランティアの代表として PTA がおりますので、そこに責任が行くというのは、なかなか厳しいかなと、個人的な感想では思いました。いろいろな関係もあるとは思いますが、この事務局長のところがもっと明確になるとよいと思っております。

(議長)

まちクラブのマニュアルの素案をできるだけ早く投げて、御意見をいただく必要があるということではないかと思います。役割が明確になれば、それこそできるのか、できないのか、判断ができるのではないかと思います。

（石原委員）

文化振興事業団でございます。この協議会の設立当初から入れていただいて、内部でもどんなお手伝いができるのだろうということをいろいろ話し合いはしました。ただ、将来像が見通せない中で、具体的にはなかなか難しいところもありました。内部では、関係者の御紹介ですとか、指導者の御紹介はできるのかなと考えています。少し将来像が見えてきたところで、先ほど米田さんが千葉の事例を挙げていただきましたけれども、子どもたちの興味関心を喚起するとか、プロに学ぶとか、そういう文化活動の部分で御紹介できる可能性があれば、協力していきたいと考えております。

（小野崎委員）

社会教育委員会のワークショップで、まちクラブの話題を出してディスカッションさせていただいたことがあります。そこは社会教育、生涯学習という議論でしたが、私からは、年代の連続性につながることに由るメリットという話をさせていただきました。今回も先ほど少し申し上げましたが、このまま中学校の先生がやっていたところを地域に置き換えるということではなく、地域全体で子育てをするのであれば、大人も含めたクラブ活動であるべきだし、多世代であるべきだと思います。大阪の方でこういった活動をしている知人が、0B 会のようなものを作った方がよいという話をずっとされていました。私も大賛成です。私自身、中学校では軟式テニスをしていましたが、当時、0B の方々、高校や大学の方が教えに来てくださって、先生が出てこなくても成り立っていました。中学校には 0B 会というものがあまりないと思いますが、高校になると 0B 会があって、0B の方が応援に来てくださって、お金も出してくれるということがあります。高校生や大学生にお金を出せとは言えませんが、点につながる組織をそのまま作っておくこと、つまり高校生の子どもたちもそこで活動できるようにすることで、下のものを見るし、やがて指導者も育っていくという循環が成り立つ仕組みを考える必要があります。ここだけを切り出しても、地域の人たちが 5 年、10 年経って高齢化したら手伝えない、新しい人が入ってこられない状況が生まれます。循環の仕組みを見据えた仕組みづくりを考えていただきたい。これは JSP0 が少年団を発展させて 20 歳までつなげましょうと提唱している考え方とも整合を取っていただきたいというのが私の意見です。

（議長）

本当にシームレスな、切れ目のないスポーツ活動や文化活動の必要性、また多世代で循環が行われる仕組みづくりですね。制度を作ろうとすると、どうしてもピンポイントの課題に目が行ってしまうので、いつも理念に戻らなければいけない。小野崎さんがいつも理念の話をしてくださいますけれども、それをベースにする仕組みを、この会議の中にも絶えず入れていきたいと思います。

（菊地委員）

スポーツ協会の菊地と申します。スポーツ協会としましては、スポーツの振興を担う一つの団体という立場です。小学校、中学校の年代で何かスポーツを行った人は、将来的にもスポーツを行う確率が高いという統計もありますので、非常に大事な時期だと思っています。様々な制度が変わっていく中で、これまで部活動で費用負担なく指導を受けられた家庭が、今後費用負担が生じることによって活動に参加できないということがないようにする必要があります。土日に関して、クラブに費用を払うということであれば、平日は見えていただけという理解の範囲かもしれませんが、全面的に費用負担が生じるような形になったときに活動に入れないことがないように、制度の中で考えていただきたいと思います。スポーツ局の方は少年団の事務局をやっているところもありますので、そこうまく共有していただければと思います。

（議長）

受益者負担の中では、就学援助を受けている家庭にどう対応するのかということも、制度設計の中にしっかり入れていただく必要があります。また、少年スポーツ団体の話もありましたので、よく連携を図って、情報を共有していただくとよいと思います。

（山下委員）

大会についてですが、中体連が「こうやってやります」と下ろすことは、なかなかできない組織です。合同チームにしても、クラブチームにしても、いろいろなところから意見が上がってきて、それを認めていくという形です。地域性があるので、中体連がこうやりますと出すのを待つのではなく、いろいろな意見を中体連に上げていく形の方がよいのではないかと思います。日本中体連も今かなり動いていて、全国大会も令和９年度から種目削減という形で進んでいます。これまで地域ごとに回していたものが、種目ごとの拠点になるなどの動きもあります。全国大会はなくなりますが、関東大会はやりますという種目もあります。非常に流動的な時期ですので、まちクラブでも何でも、こういう形なら大会参加できるのではないかという意見をどんどん上げていった方が、中体連側も非常に助かるのではないかと思います。県の方もいろいろな地域で動いていると思いますので、教育長会議などで意見交換されるのもよいのではないかと思います。

（議長）

さいたま市としてがっちり固めるというよりは、前に進めるということで考えると、個別にやりながら、さいたま市バージョンを作り上げていく方が早いということですね。

（吉田委員）

吹奏楽の中学校ということでお話しします。学校として運営してきた時には、年間の計画、年間の練習の流れや演奏会、それからイベント、コンクールなどの計画が付いていると思います。休日の活動を地域で行う時に、どのような指導者に指導していただけるのか、またコンクールなどで全然出られなくてよい、みんなで楽しく好きな曲をやっていくという活動もあると思います。現在、全日本吹奏楽連盟などは、小中高は学校単位で出ています。一般部門がどうなるのか、資格がどう変わってくるのか、それは全国的な課題にもなると思います。吹奏楽はスポーツとは違った特殊性がありますので、吹奏楽としての特殊性も念頭に入れながら、制度設計をしっかりといただければと思います。

（議長）

吹奏楽はスポーツとは違う特殊性がありますので、その点を念頭に置きながら制度設計をしていただければと思います。

（相坂委員）

浦和南高校の校長の相坂と申します。本日は大宮北高校の校長の代理で出席させていただきました。今日初めてこの会議に出席しました。中学校がメインの地域部活動というふうに理解しておりますが、高校の立場でいうと、どこまで同じように動くのか、現時点で高校はこれからなのか、御教示いただけると、4校に持ち帰って報告できますので、教えていただきたいと思います。

（事務局）

正直に申し上げますと、ガイドライン等については、現状、中学校、あと中等教育学校の前期課程が対象になっておりますので、高等学校は、今の中学校のマストの動きにはなっていないというのが実態でございます。高校で慌ててやる必要はないという理解でよろしいかと思います。

（相坂委員）

それを確認したかったです。高校の方は、市立4校とも8クラス規模以上の規模をキープしておりまして、教員定数も60から70はいます。各部活動の指導者も配置され、指導者がいない部活については部活動指導員、部活動サポーターを教育委員会に配置していただいております、何とか現状はキープできている状況です。ただ、これから先は分かりませんので、今後、高校の方も中学校と同じような動きがあるのであれば、御指導いただきたいと思います。

（議長）

市立高校には、さいたま市のお子さんが約 6 割おりますので、どんな状況になっているかについて、入試も含めて情報共有をさせていただければと思います。

（長岡委員）

中体連の代表ということで参加させていただいております。先ほど申し上げましたとおり、学校でやる家庭科部、文芸部、科学部などと、大会を伴う運動部、吹奏楽部とは大きく違うと思っています。今後アンケートを取っていく時の質問項目を少し精査しないと、思った回答が出ないような気がします。全国大会を目指して、将来オリンピックを目指して頑張ろうとしている子もいれば、運動をただ単に楽しみたいという子もいます。本当に多種多様です。今までずっと日本の文化としてやってきた部活動というものが、どのように展開していくのかが、まだ見えにくいところがあります。教員についても、地域展開の後も指導をしていきたいという熱い教員もいれば、もう無理ですという教員もいます。早くモデル校の域から出て、先ほど受益者負担は一斉にという話がありましたが、そういう形でやれたらよいと思います。今、モデル校だけが受益者負担であれば、モデル校を降りますということになってしまうと思いますので、やるならば一斉に受益者負担をする方が、さいたま市の方向性がある程度示され、平等ではないかと思います。

（議長）

これを進めていくに当たって、中体連との連携を本当に無しにはできませんので、アンケートの内容についてもぜひ御助言をお願いいたします。

（伊達委員）

本来であれば、ここに私どもの会長の遠藤がいるべきところですが、代理の出席で申し訳ございません。本日の説明で、Q1 の学校単位、地域単位というところについて、もう一つ、私どもの競技単位といいますか、私の方で取り扱う中で、まだ学校の部活動にはなっていないけれども、ニーズが高まるようなコンテンツがあったりします。そういうところも含めて、どのようなところでできるのかという質問をいただくこともあります。少し先の話になるかもしれませんが、そういうところで、私どもがどんなお手伝いができるのかを考えながら参加させていただきました。

（議長）

今の子どもたちは、スケートボードなどニュースポーツに興味がある子もいますので、そういうところについてどういう形でやっていくのか、先ほど米田さんが言ったような形も将来的にはありだと思います。様々な幅広い形で柔軟に検討していただければと思います。

（小見委員）

先ほど御質問いただいた講習会の件ですが、子どもたち向けには0円、500円、1,000円とお話ししました。これはあくまで地域の皆さんに向けたという意味合いです。我々は実はジュニアチームを持っておりまして、TT彩たまのトップチームがあり、ジュニアチームがあります。ジュニアチームは小学生、中学生が所属しています。これはほとんど習い事です。中学生については、中学校の部活動に参加して、それが終わった後に練習場に来て、部活以外で練習をするスタイルを取っています。その子たちは月々2万円から2万5,000円くらいの負担をいただいています。なぜなら、かなり設備のよい卓球場を用意し、レベルの高いコーチも用意して対応しているからです。そこに来たことによって、中学校1年生で、さいたま市の新人戦で男子シングルス優勝、そのまま県で3位になった子も出ています。強くなるということが、プロチームなので基本ベースになります。そこで気になっているのが責任です。責任というと、子どもたちがけがをしたり、親同士がけんかになったりということもありますが、それだけではなく、指導者側が責任を持ってどこまで教えてよいのかという責任の所在も必要になると思っています。どこまで強くなりたいのか、楽しみたいのか。例えばサッカーで全国レベルに強い中学校があつて、部活動がなくなった時に、強くなりたい、全国に行きたいと思っていた子たちはどうすればよいのか、どこまで教えればよいのか。指導者側にも責任が来ます。責任といっても一つではなく、子どもたち、保護者、指導者側、それぞれに存在します。プロチームの下部組織に入るのか、楽しみたいから地域の卓球チームに入るのか、いろいろなシチュエーションを子どもたちの選択肢に入れてあげた方がよいと思います。中体連の試合に出られるかどうか、卓球協会の大会に出られるかどうかなど、競技によっても違います。教える側がどこまで教えるかという責任も、制度の中に入れていただけるとよいと思います。

（議長）

今後、認定型地域クラブを作っていく上にも重要な内容ですので、責任の所在をもう少し分析して、皆様方にも示して御意見いただけるようにしてください。

（関井委員）

さいたま市美術協会会長の関井でございます。私は、さいたま市美術協会の会長という立場で参加させていただいております。学校教員を養成する大学で勤務しながら、美術大学でプロを目指す学生も指導し、自分自身も作家として活動し、さいたま市美術協会では趣味でやっていらっしゃる方やプロの作家とも活動しております。その視点から、部活の問題に参加させていただいておりますが、美術といたしますと、今日もほとんどがスポーツ、または吹奏楽、団体活動や参加する生徒が多い部門で議論が行われています。美術という活動、部活動が実際に中学校の中でどの程度浸透しているのか、どのようなニーズがあるのかということが、これから少しずつ見えてくれば、我々と

してもどのような形で援助できるのか、参加していただくことができるのかを考えていけると思います。美術の場合は、技術を上達させたいというよりも、楽しみたいと思っているお子さんや保護者が多いと思います。今回の資料では、今まで子どもがよく分かっていなかったことが少しずつ見えてきたような気がします。今後とも、何かありましたらよろしくお願いしたいと思っております。

（議長）

美術部、科学部、生物部など、いろいろな部活があります。そういう子たちも休日にやりたい、または専門的な科学者に学びたい、プロに学びたいということがあるかもしれません。アンケートの取り方を本当に工夫した方がよいと思います。将来的には、プロに学ぶというところだけを取り出してもよいかもしれません。

（米田委員）

統括団体として関わらせていただいた立場と、アンケートをいただいたところからの知見を、最後に述べさせていただきます。全体の評価で言いますと、まず地域展開の方向性については概ね評価していただいているものになります。また、外部指導者によって専門的な指導が行われたということで、生徒の技術向上についても一定の効果が得られたということもいただいております。将来の部活動、クラブ活動につきましても、このまま進めていってほしいという御意見を多くいただいております。一方で、課題もございます。制度や運営面での課題を非常に多く感じております。一番大事なところは指導者の確保の問題で、これが一番重要になってきます。さらに、責任の所在です。学校、統括団体、指導者の役割がまだ少し不明確であり、誰が責任を取るのか、トラブルや生徒指導に関して、クラブのトラブルもまだ学校に来てしまうところがあります。保護者への説明不足も、我々の責任としても、まだまだできていない部分があります。学校との連携もまだ不足していましたので、今後進めていきたいと思っております。教員の方の御意見で多かったのは、平日の顧問をやっている休日は入っていない方でも、どうしても練習試合を組んだり、休日の先生とコミュニケーションを取らなくてはいけなかったりして、逆にやるが増えたという意見です。過渡期ではありますので、そこをどう進めていくかも、今後の検討材料の一つだと思っております。

（議長）

具体的なお話をいただきました。この辺りも来年度の最初のところで、しっかりと皆様方と共有していかなければいけません。学校、教育委員会、統括団体の情報共有の大切さを改めて教えてくださいました。以上で協議を閉じたいと思います。何か言い残したことはございますか。大丈夫ですか。それでは、委員からの御質問、御意見、ありがとうございました。多くの御意見を来年度に反映していきたいと思っております。これで事務局に司会をお返しします。

9 連絡事項

（事務局）

様々な御意見をいただきありがとうございました。最後に事務局から３点連絡事項がございます。一点目、謝金の対象となる方で、口座情報の変更がある方がいらっしゃいましたらお声掛けいただければと思います。二点目、お車でいらっしゃる方で駐車場を御利用の方、駐車券を御用意してございますのでお声掛けいただければと思います。三点目、次回、本協議会は７月頃の開催を予定しておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

10 閉会

（事務局）

以上をもちまして、令和７年度第３回さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。